2013年度　練習問題　(高橋宏司　出題)

第一問

X(日本に主たる営業所を有する日本法人)は、その大阪工場で高性能液晶を製造し、各国に輸出している。Y(甲国に主たる営業所を有する甲国法人)は、近年、同性能の液晶の製造をその甲国工場で開始し、甲国で販売するとともに、乙国および日本にも輸出している。Xは、自らの営業秘密に属する液晶製造技術をYが不正に入手して使用したため、甲国、乙国および日本においてXの液晶の売上げが落ち、それぞれにおいて30億円の得べかりし利益を失ったとして、Yに対し、不法行為にもとづく損害賠償および不当利得返還を請求し、日本で訴え(本件訴え)を提起した。本件訴えにおいて、Xは、その元従業員Zが、退職に際してXとの間で締結した秘密保持契約に反して、再就職先のYの甲国工場において、Xの液晶製造技術の情報を開示し、Yはそれを使用して高性能液晶の製造を始めたと主張している。これに対して、Yは、本件訴えの却下を求めるとともに、①Yの製造した液晶は、甲国工場で自ら開発した技術を使用したものである、②Xの液晶製造に関する技術情報は、Xの大阪工場における管理体制が甘かったため、営業秘密として法的な保護の対象とならないと主張している。また、Yは、Xの請求に係る債務を負わない旨の確認を求める訴訟を甲国でXに対して提起し、甲国裁判所は、国際裁判管轄を認めて、本案審理に入っている。以上の事実関係の下で、以下の独立した各問に答えよ。

参考)　日本の不正競争防止法

第2条1項 　この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

・・・

8　その営業秘密について不正開示行為（・・・又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。・・・）であること・・・を知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

・・・

第2条６項　この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

第4条 　故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。・・・

(1) (i) Xの立場に立ち、本件訴えの損害賠償請求について、民事訴訟法3条の3第8号を根拠に日本の国際裁判管轄が認められるとの主張を組み立てよ(15点)。(ii) 裁判所は、同号を本件訴訟に適用するに当たり、どの事実についてどの程度の証明を求めるか(10点)。(iii)本件「訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる」(民事訴訟法3条の9)と仮定すると、同条にもとづき、裁判所は本件訴えを却下すべきであるか(15点)。

(2) 本件訴えにつき日本で本案審理がなされることになると仮定すると、Xの(i)不法行為にもとづく損害賠償請求および(ii)不当利得返還請求について、日本の裁判所で適用されるべき法は何国法か(20点)。

(3) XとZの間で締結された秘密保持契約は、書面によりなされ、日本法準拠条項と日本の裁判管轄条項を含んでいた。Zは、Xに在職中は大阪工場において液晶開発に携わってきたが、Yに就職してからは甲国に住所を移している。Xは、秘密保持契約の違反を理由とするZに対する損害賠償請求をYに対する請求と併合して本件訴えを提起した。Yに対する請求につき日本の国際裁判管轄を認める根拠がないと仮定すると、Zに対する請求について日本の国際裁判管轄は認められるか。(10点)

第二問

X1(日本人男、35才)は、X2(甲国人女、32才)と10年前に婚姻し、それ以来、一緒に日本で生活している。甲国には、X2の弟がその妻子と暮らしていたが、弟夫婦が急死し、子A(甲国人、4才)を養育する親族が居なくなった。そこで、X2は、甲国に赴き、Aを連れて日本に帰った。Aは、来日から2か月が経過した現在、日本在留許可の期限が近付いてきたが、自分達によくなついているので、X1とX2は、Aを養子として引き取ることにし、特別養子縁組の成立を日本の家庭裁判所に申し立てた。

(1) 本件申立てについて、日本に国際裁判管轄が認められるか。(10点)

(2) 日本に国際裁判管轄が認められると仮定し、甲国法に養子制度が存在せず、その民法および国際私法に養子縁組に関する規定がないとすると、本件申立てが認められる可能性があるか論ぜよ。なお、日本民法817条の8所定の監護の期間は、Aの日本在留が認められるものとする。(20点)